

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 門
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

訓 令 甲

○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程

(人事課)

一

○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間、休暇に関する規程

(同)

七

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程を次のように定める。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号。以下「条例」という。）第十五条及び職員退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号。以下「退職手当条例」という。）第二十一条の規定に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）のうち同法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であるもの（以下「職員」という。）の給与に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料表)

第二条 給料表は、単純な労務職員の給与に関する規程（昭和三十三年宮城県訓令甲第二十六号）別表

第一に定める給料表（以下単に「給料表」という。）を準用する。

(職務の級)

第三条 職員の職務は、給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して前条の規定により準用する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一の会計年度任用職員級別標準職務表に定めるとおりとする。

(初任給等の基準)

第四条 職員の職務の級は、前条に定めるところに従い決定する。

2 新たに第二条の規定により準用する給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、別表第二の初任給基準表により決定する。

3 人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）第十四条及び

第十六条の規定は、職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸及び号俸の上限について準用する。この場合において、同規則第十四条第一項中「別表第六」とあるのは「会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）別表第三」と、同規則第十六条中「別表第七」とあるのは「会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程別表第四」と読み替えるものとする。

第五条 給料の調整を行う職は、別表第五の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の職員欄に掲げる職員の職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じて別表第六に掲げる調整基本額（その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第五の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額）とする。

(特殊勤務手当)

第六条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 県税事務従事手当

二 技術者養成業務手当

三 家畜取扱手当

四 船舶乗組手当

五 防疫等作業手当

- 六 精神保健業務手当
 - 七 有害物等取扱手当
 - 八 野犬等取扱作業手当
 - 九 鳥獣捕獲等作業手当
 - 十 立入検査等業務手当
 - 十一 死体処理手当
 - 十二 特殊現場等作業手当
 - 十三 災害応急作業等手当
- 2 前項の特殊勤務手当の支給については、次条から第十六条までに定めるもののほか、条例第四条第二項及び第七条第二項の規定により準用する職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「一般会計年度任用職員」という。）の例による。

第七条 県税事務従事手当は、県税事務所に所属する職員が職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第三条第一項第一号に規定する業務の補助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、六百五十円とする。

第八条 技術者養成業務手当は、農業大学校に所属する職員が特殊勤務手当条例第五条第一項第三号に規定する業務の補助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる職務の級又は職務の級の号俸の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

職務の級又は職務の級の号俸の区分	手 当 額
一級	二百円
二級のうち十六号俸以下	二百五十円
二級のうち十七号俸以上又は三級	三百五十円
四級以上	四百円

第九条 家畜取扱手当は、畜産試験場に所属する職員が特殊勤務手当条例第六条第一項第二号に規定する作業に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、特殊勤務手当条例第六条第二項第二号及び第三号に規定する額とする。
- 3 同一の日において特殊勤務手当条例第六条第一項第二号イ及びロの作業に従事した場合の手当の支給については、一般会計年度任用職員の例による。
- 第十条 精神保健業務手当は、保健福祉部精神保健推進室又は保健福祉事務所に所属する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、四百円とする。
- 第十一条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。
- 一 農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場に所属する職員が特殊勤務手当条例第十三条第一項第一号に規定する業務の補助業務に従事したとき。
 - 二 保健環境センター又は産業技術総合センターに所属する職員が特殊勤務手当条例第十三条第一項第二号に規定する業務の補助業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき三百円とする。
- 第十二条 野犬等取扱作業手当は、保健福祉事務所又は動物愛護センターに所属する職員が特殊勤務手当条例第十四条第一項に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、特殊勤務手当条例第十四条第二項第一号及び第二号に規定する額とする。
- 3 同一の日において特殊勤務手当条例第十四条第一項第一号及び第二号の作業に従事した場合の手当の支給については、一般会計年度任用職員の例による。
- 第十三条 鳥獣捕獲等作業手当は、環境生活部自然保護課又は地方振興事務所に所属する職員が特殊勤務手当条例第十四条の二第一項に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、特殊勤務手当条例第十四条の二第二項に規定する額とする。
- 第十四条 立入検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。
- 一 環境生活部環境対策課、食と暮らしの安全推進課若しくは循環型社会推進課、保健環境センター又は保健福祉事務所に所属する職員が特殊勤務手当条例第十五条第一項第二号に規定する業務の補助業務に従事したとき。
 - 二 計量検定所に所属する職員が特殊勤務手当条例第十五条第一項第四号に規定する業務の補助業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、三百円とする。

第十五条 特殊現場等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 畜産試験場、土木事務所又はダム総合事務所に所属する職員が、別表第七に掲げる特殊自動車を運転する業務に従事したとき。

二 特殊勤務手当条例第十八条第一項第一号に規定する公所に所属する職員が同号に規定する業務又はその補助業務に従事したとき。

三 特殊勤務手当条例第十八条第一項第二号に規定する公所に所属する職員が同号に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき。

四 特殊勤務手当条例第十八条第一項第三号に規定する公所に所属する職員が同号に規定する業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。

一 前項第一号の業務

イ 除雪又は雪上輸送の業務に従事した場合 業務に従事した日一日につき六百円

ロ イに掲げる業務以外の業務に従事した場合 業務に従事した日一日につき二百五十円

二 前項第二号の業務及び同項第三号の作業 業務又は作業に従事した日一日につき三百五十円

三 前項第四号の業務 業務に従事した日一日につき三百円

3 第一項第一号の手当を支給される日には、同項第二号及び第三号に規定する手当は、支給しない。

第十六条 災害応急作業等手当の額は、特殊勤務手当条例第二十条第二項第一号ハに規定する額又は同項第二号ハに規定する額とする。

2 前項の手当を支給される日には、前条第一項第三号に規定する特殊現場等作業手当は、支給しない。

3 前項に規定するもののほか、特殊勤務手当の併給の禁止については、一般会計年度任用職員の例による。

（退職手当以外の給与）

第十七条 この規程に定めるもののほか、退職手当以外の給与については、一般会計年度任用職員の例による。

2 前項の規定により期末手当の額を算出する場合において、別表第八の職務の級欄に掲げる職務の級の区分に応じ同表の職員欄に掲げる職員については、条例第四条第十一項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条第四項の規定による合計額に、給料の月額（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である者については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の例により計算した額とする。）

及びこれに対する地域手当の月額の合計額に当該職員に係る同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条例第十九条第二項の期末手当基礎額とする。

（退職手当）

第十八条 退職手当については、退職手当条例第二条第一項に規定する職員の例による。この場合において、人事委員会規則七十二（退職手当の支給）第六条の五中「別表イ又はロ」とあるのは、「一般会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）別表第九」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

会計年度任用職員級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
一級	定型的又は補助的な業務を行う職務
二級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務
三級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
五級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第二（第四条関係）

初任給基準表

学歴免許等	初 任 給
	一級一号俸

備考 初任給は、部内の他の職員との均衡を考慮して本表の号俸の範囲内で決定するものとする。ただし、その号俸によることが著しく不相当と認められたときは、この限りでない。

別表第三（第四条関係）

上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸				採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸				採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	51	15	39	23	25	101	55	65	67	39
2	1	1	1	1	52	16	40	24	26	102	55	65	67	
3	1	1	1	1	53	17	41	25	26	103	56	65	68	
4	1	1	1	1	54	18	42	26	26	104	56	65	68	
5	1	1	1	1	55	19	43	27	27	105	56	65	69	
6	1	1	1	1	56	20	44	28	27	106	56	66	70	
7	1	1	1	1	57	21	45	29	27	107	57	66	71	
8	1	1	1	1	58	22	45	30	28	108	57	66	72	
9	1	1	1	1	59	23	46	31	28	109	57	66	73	
10	1	2	1	1	60	24	46	32	28	110	57	66	73	
11	1	3	1	1	61	25	47	33	29	111	58	67	74	
12	1	4	1	1	62	26	47	34	29	112	58	67	74	
13	1	5	1	1	63	27	48	35	30	113	58	67	75	
14	1	6	1	1	64	28	48	36	30	114	58	67	75	
15	1	7	1	1	65	29	49	37	31	115	59	67	76	
16	1	8	1	1	66	30	50	38	31	116	59	68	76	
17	1	9	1	1	67	31	51	39	32	117	59	68	76	
18	1	10	1	2	68	32	52	40	32	118	59	68	76	
19	1	11	1	3	69	33	53	41	33	119	60	68	76	
20	1	12	1	4	70	34	53	42	33	120	60	68	76	
21	1	13	1	5	71	35	54	43	33	121	61	68	76	
22	1	14	1	6	72	36	54	44	34	122		69	76	
23	1	15	1	7	73	37	55	45	34	123		69	76	
24	1	16	1	8	74	38	55	46	34	124		69	76	
25	1	17	1	9	75	39	56	47	35	125		69	76	
26	1	18	1	10	76	40	56	48	35	126		69	76	
27	1	19	1	11	77	41	57	49	35	127		69	76	
28	1	20	1	12	78	42	57	50	36	128		70	76	
29	1	21	1	13	79	43	57	51	36	129		70	76	
30	1	21	2	13	80	44	58	52	36	130		70	76	
31	1	22	3	14	81	45	58	53	37	131		70	76	
32	1	22	4	14	82	45	58	54	37	132		70	76	
33	1	23	5	15	83	46	59	55	37	133		70	76	
34	1	23	6	15	84	46	59	56	37	134		71		
35	1	24	7	16	85	47	59	57	37	135		71		
36	1	24	8	16	86	47	60	58	37	136		71		
37	1	25	9	17	87	48	60	59	37	137		71		
38	2	26	10	17	88	48	60	60	38					
39	3	27	11	18	89	49	61	61	38					
40	4	28	12	18	90	49	61	61	38					
41	5	29	13	19	91	50	61	62	38					
42	6	30	14	19	92	50	62	62	38					
43	7	31	15	20	93	51	62	63	38					
44	8	32	16	20	94	51	62	63	38					
45	9	33	17	21	95	52	63	64	39					
46	10	34	18	22	96	52	63	64	39					
47	11	35	19	23	97	53	63	65	39					
48	12	36	20	24	98	53	64	65	39					
49	13	37	21	25	99	54	64	66	39					
50	14	38	22	25	100	54	64	66	39					

備考 この表の上位級の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者の決定された職務の級を示す。

別表第四（第四条関係）

号外決定上限表

職務の級	上 限
1級	37号俸
2級	13号俸
3級	17号俸
4級	13号俸
5級	13号俸

別表第五（第五条関係）

給料の調整額表

勤務箇所	職 員	調整数
中央児童相談所	一時保護の業務に従事することを本務とする職員	一
さわらび学園	全職員	一

別表第六（第五条関係）

調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	6,100円
2級	7,500円
3級	8,600円
4級	8,800円
5級	9,800円

別表第七（第十五条関係）

特殊自動車の種類

トラクタ
ブルドーザ
パワーショベル
ロード・ローラ
グレーダ
ロード・スイーパー
ロータリー除雪車
ブラウ付除雪車
雪上車

別表第八（第十七条関係）

級別加算割合表

職務の級	職 員	割合
三級又は四級	経験年数が十九年（新高三卒）以上の職員	百分の五
五級	全職員	百分の十

備考 職員欄の経験年数に付された括弧内に定める学歴区分（人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）別表第二に定める学歴区分をいう。）以外の学歴免許等の資格を有する職員については、同規則別表第四の修学年数欄に掲げる年数に応じ、経験年数の調整を行うものとする。

別表第九（第十八条関係）

令和二年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	対象者
第八号区分	令和二年四月一日以後の給料表においてその属する職務の級が五級であった者
第九号区分	令和二年四月一日以後の給料表においてその属する職務の級が三級及び四級であった者のうち、別表第八の適用があったもの
第十号区分	第八号区分及び第九号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

○宮城県訓令甲第二号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間、休暇に関する規程を次のように定める。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間、休暇に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。)のうち法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される者であるもの(以下「職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、単純な労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和元年宮城県訓令甲第二十五号)第二條及び第三條の規定を準用する。この場合において、第二條中「職員の例」とあるのは「非常勤職員(法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五條の規定により採用された職員を除く。の例」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。